



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月30日金曜日 第2962号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）... 206  
 公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則.....（保健福祉課）... 211  
 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 213  
 愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則.....（道路維持課）... 214

## 告 示

松山港港湾計画の変更の概要.....（港湾海岸課）... 215  
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....（"）... 216  
 公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 217  
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（東予地方局農村整備課）... 217

## 人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 217  
 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等を廃止する規則  
 .....（"）... 228

## 県議会告示

愛媛県議会会議規則の一部改正.....（議会事務局）... 228

## 県議会訓令

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令.....（議会事務局）... 228

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）... 229

## 規 則

### ○愛媛県規則第20号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

愛媛県知事 中村時広

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書類の様式)			(書類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右欄	項	左 欄	右欄
1～8			1～8		
省略			省略		
9	省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において準用する場合を含む。)の届出書	省略	9	省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項 _____の届出書	省略
10	省略		10	省略	
略			略		

11	省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の申請書	省略
12~14	省略	
15	省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において準用する場合を含む。)の届出書	省略
16~20	省略	

( 手続の方法 )

**第3条** 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによつて行ふものとする。

項	左 欄	右欄
1	法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項の規定による届出	省略
2	法第9条の3第4項ただし書(同条第9項及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の通知	省略
3	法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求	省略
4~6	省略	

2 省略

( 許可証等の再交付 )

**第4条** 次の表の左欄に掲げる者は、交付を受けた許可証、認定証又は登録証明書を破り、汚し、又は失つた場合は、同表の右欄に掲げる再交付申請書に、破り、又は汚したときはその許可証、認定証又は登録証明書を添付して知事に提出し、許可証、認定証又は登録証明書の再交付を受けることができる。

項	左 欄	右 欄
1・2	省略	
3	法第12条の7第1項又は第7項の認定を受けた者	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書(様式第28号の2)
4	省略	
5	省略	

( 許可証等の返還 )

**第5条** 前条の表1の項左欄若しくは同表4の項同欄の許可に係る許可証の交付を受けた者、同表2の項同欄若しくは同表3の項同欄の認定に係る認定証の交付を受けた者又は同表5の項同欄の登録に係る登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書の交付を受けた後に失つた許可証、認定証又は登録証明書を発見したときは当該許可証、認定証又は登録証明書を知事に返還しなければならない。

**様式第9号**(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

11	省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項 _____の申請書	省略
12~14	省略	
15	省令第5条の8第1項_____の届出書	省略
16~20	省略	

( 手続の方法 )

**第3条** 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによつて行ふものとする。

項	左 欄	右欄
1	法第9条の3第1項_____の規定による届出	省略
2	法第9条の3第4項ただし書(同条第9項_____において準用する場合を含む。)の通知	省略
3	法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求	省略
4~6	省略	

2 省略

( 許可証等の再交付 )

**第4条** 次の表の左欄に掲げる者は、交付を受けた許可証、認定証又は登録証明書を破り、汚し、又は失つた場合は、同表の右欄に掲げる再交付申請書に、破り、又は汚したときはその許可証、認定証又は登録証明書を添付して知事に提出し、許可証、認定証又は登録証明書の再交付を受けることができる。

項	左 欄	右 欄
1・2	省略	
3	省略	
4	省略	

( 許可証等の返還 )

**第5条** 前条の表1の項左欄若しくは同表3の項同欄の許可に係る許可証の交付を受けた者、同表2の項同欄\_\_\_\_\_の認定に係る認定証の交付を受けた者又は同表4の項同欄の登録に係る登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書の交付を受けた後に失つた許可証、認定証又は登録証明書を発見したときは当該許可証、認定証又は登録証明書を知事に返還しなければならない。

**様式第9号**(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略	
変更の内容 (軽微な変更等がある場合)	省略 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第5条の4(第6号を除く_____。 )に掲げる事項の変更
省略	

注1・2 省略

3 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4～6 省略

様式第10号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

省略	
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 水銀処理物を埋め立てた場合は、当該水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

様式第11号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

省略	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。 )及び数量又は埋め立てた水銀処理物の数量	省略
省略	
(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場以外の最終処分場である場合)	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場である場合)	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
埋め立てた一般廃棄物又は外周仕切設備について講じた措置の内容	

注1～4 省略

5 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場については、基準省令第1条の2第2項第4号)の規定による覆

省略	
変更の内容 (軽微な変更等がある場合)	省略 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第5条の4(第6号を除き、省令第5条の9において準用する場合を含む。 )に掲げる事項の変更
省略	

注1・2 省略

3 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4～6 省略

様式第10号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

省略	
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物_____が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(4) 省略

様式第11号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

省略	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物_____が含まれる場合は、その旨を含む。 )及び数量_____	省略
省略	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

注1～4 省略

5 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号\_\_\_\_\_の規定による覆

いをいう。

6 「埋め立てた一般廃棄物又は外周仕切設備について講じた措置」とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいう。

7 次に掲げる書類及び図面を添付すること。ただし、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場にあつては、(4)及び(5)に掲げる書類及び図面の添付を要しない。

(1)～(5) 省略

(6) 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

(7) 省略

様式第19号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出書

省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合に <u>あつては</u> 石綿含有一般廃棄物の処理量を、当該施設が産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合に <u>あつては</u> 水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	省略

注 省略

様式第20号（第2条、様式第26号関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合に <u>あつては</u> 石綿含有一般廃棄物を、当該施設が産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合に <u>あつては</u> 水銀処理物を処理する旨）	
省略	

様式第22号（第3条関係） 一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書

省略
<p>年 月 日付けで から提出のあつた一般廃棄物処理施設設置等の届出書については、年 月 日受理し、その届出の内容が相当であると認めたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第4項ただし書（第9条の3第9項において準用する同条第4項ただし書）（第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第4項ただし書）の規定により通知します。</p>

注 不要の文字は、抹消すること。

いをいう。

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

様式第19号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出書

省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合に <u>あつては</u> 、石綿含有一般廃棄物の処理量 _____ _____ を含む。）の見込み	省略

注 省略

様式第20号（第2条、様式第26号関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合に <u>あつては</u> 、石綿含有一般廃棄物 _____ _____ を処理する旨）	
省略	

様式第22号（第3条関係） 一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書

省略
<p>年 月 日付けで から提出のあつた一般廃棄物処理施設設置等の届出書については、年 月 日受理し、その届出の内容が相当であると認めたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第4項ただし書 _____ _____ の規定により通知します。</p>

様式第28号の次に次の1様式を加える。

様式第28号の2（第4条関係） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名 ⑩  
 電話番号

申請者

主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名 ⑩  
 電話番号

認 定 番 号

認 定 年 月 日

再交付申請の事由

備 考

※整理番号

※受 理  
 年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 破り、又は汚した認定証を添付すること。

**附 則**

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第11号の規定による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第11号の規定による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書とみなす。

**○愛媛県規則第21号**

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

**公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則**

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年愛媛県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条 省略</b>  <u>（ 監 査 報 告 の 作 成 ）</u></p> <p><b>第 2 条 監事</b>は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第 1 号並びに第 4 項第 3 号及び第 4 号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>(1) 法人の役員及び職員</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p> <p>4 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第 1 項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</p> <p>(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</p> <p>(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(6) 監査報告を作成した日</p> <p><u>（ 監 事 の 調 査 の 対 象 と な る 書 類 ）</u></p> <p><b>第 3 条</b> 法第13条第 6 項第 2 号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。</p> <p><b>第 4 条 省略</b></p> <p><b>第 5 条 省略</b></p> <p><b>第 6 条 省略</b></p>	<p><b>第 1 条 省略</b></p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p><b>第 3 条 省略</b></p> <p><b>第 4 条 省略</b></p>

**第7条** 省略**第8条** 省略**第9条** 省略**第10条** 省略

(事業報告書の作成)

**第11条** 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

イ 事務所の所在地

ウ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)

エ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

オ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への出向者の数

カ 非常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

**第12条** 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。

(納付金の納付の手續)

**第15条** 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出すること

**第5条** 省略

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手續)

**第6条** 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について愛媛県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

**第7条** 法第29条第1項の中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)に係る事業報告書においては、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価の手續)

**第8条** 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

**第9条** 省略**第10条** 省略**第11条** 省略

(財務諸表等の閲覧期間)

**第12条** 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(納付金の納付の手續)

**第15条** 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出すること

を要しない。

**第18条 省略**

(内部組織)

**第19条** 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(以下「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。以下同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

(管理又は監督の地位)

**第20条** 法第56条の2第2号の規則で定める地位は、職員の退職管理に関する規則(愛媛県人事委員会規則16 0)第22条に掲げる職に相当するものとして知事が定めるものとする。

(業務実績等報告書)

**第21条** 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

2 法人は、法第78条の2第2項に規定する報告書を愛媛県公立大学法人評価委員会に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

を要しない。

**第18条 省略**

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

**狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則**

狂犬病予防法施行細則(昭和25年愛媛県規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(予防員)</p> <p><b>第2条</b> 法第3条第1項の規定による狂犬病予防員(以下「予防員」という。)は、保健福祉部健康衛生局業務衛生課、保健所、<u>食肉衛生検査センター、動物愛護センター及び衛生環境研究所</u>に勤務する獣医師のうちから任命する。</p>	<p>(予防員)</p> <p><b>第2条</b> 法第3条第1項の規定による狂犬病予防員(以下「予防員」という。)は、保健福祉部健康衛生局業務衛生課、保健所及<u>び動物愛護センター</u>に勤務する獣医師のうちから任命する。</p>

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



○愛媛県規則第23号

愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則（平成25年愛媛県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
案内標識			案内標識		
非常電話( <u>116の4</u> )	待避所( <u>116の5</u> )	非常駐車帯( <u>116の6</u> )	非常電話( <u>116の2</u> )	待避所( <u>116の3</u> )	非常駐車帯( <u>116の4</u> )
省略			省略		
駐車場( 117 A )	登坂車線( <u>117の3</u> A )	省略	駐車場( 117 A )	登坂車線( <u>117の2</u> A )	省略
省略			省略		
県道番号( 118の2 B )	県道番号( 118の2 C )	総重量限度緩和指定道路( <u>118の4</u> A )	県道番号( 118の2 B )	県道番号( 118の2 C )	総重量限度緩和指定道路( <u>118の3</u> A )
省略			省略		
総重量限度緩和指定道路( <u>118の4</u> B )	高さ限度緩和指定道路( <u>118の5</u> A )	高さ限度緩和指定道路( <u>118の5</u> B )	総重量限度緩和指定道路( <u>118の3</u> B )	高さ限度緩和指定道路( <u>118の4</u> A )	高さ限度緩和指定道路( <u>118の4</u> B )
省略			省略		
省略			省略		
省略			省略		
備考			備考		
1 省略			1 省略		
2 寸法			2 寸法		
(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略		
(3) 「駐車場( 117 A )」、「県道番号( 118の2 A )」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路( <u>118の5 A・B</u> )」及び「まわり道( 120 A )」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法( <u>(2)</u> に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。			(3) 「駐車場( 117 A )」、「県道番号( 118の2 A )」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路( <u>118の4 A・B</u> )」及び「まわり道( 120 A )」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法( <u>(2)</u> に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。		
(4) 「登坂車線( <u>117の3 A</u> )」、「県道番号( 118の2 B・C )」及び「道路の通称名( 119 A・B・C )」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。			(4) 「登坂車線( <u>117の2 A</u> )」、「県道番号( 118の2 B・C )」及び「道路の通称名( 119 A・B・C )」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。		
(5)・(6) 省略			(5)・(6) 省略		
3 文字等の大きさ等			3 文字等の大きさ等		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点( 114 B )」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場( 117			(2) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点( 114 B )」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場( 117		

A)」、「登坂車線(117の3 A)」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の5 A・B)」、「道路の通称名(119 A・B・C)」及び「まわり道」を表示する案内標識以外の案内標識の文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合は、1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

省略
----

(3)~(6) 省略

(7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場(117 A)」及び「まわり道(120 B)」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号(118の2 A)」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の5 A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線(117の3 A)」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号(118の2 B・C)」及び「道路の通称名(119 A・B・C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 省略

A)」、「登坂車線(117の2 A)」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4 A・B)」、「道路の通称名(119 A・B・C)」及び「まわり道」を表示する案内標識以外の案内標識の文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合は、1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

省略
----

(3)~(6) 省略

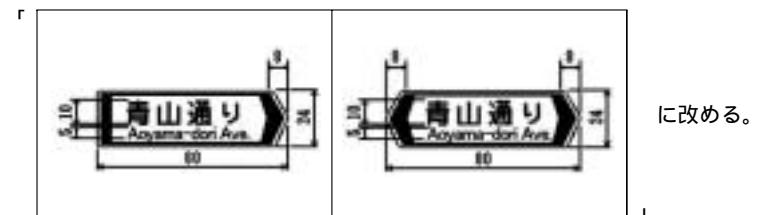
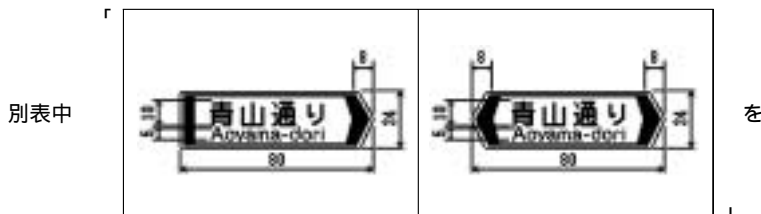
(7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場(117 A)」及び「まわり道(120 B)」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号(118の2 A)」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4 A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線(117の2 A)」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号(118の2 B・C)」及び「道路の通称名(119 A・B・C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 省略

第2条 愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を次のように改正する。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第335号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成30年3月30日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要(平成5年8月愛媛県告示第1071号)に

よりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 泊地

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
外 港	13.0	1
	10.0	

イ 航路・泊地

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
外 港	13.0	1

(2) 外郭施設計画

防波堤

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	名 称	延長（メートル）
吉 田 浜	吉 田 浜 防 波 堤	1 280 (950)

既定計画を削除する事項

地区名	名 称	延長（メートル）
外 港	防 波 堤 南	50 (13)

注（ ）の数値は、内数で、完了延長を示す。

(3) 係留施設計画

岸壁

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	公共用 又は専 用の別	水深（メー トル）	バース数	用 途
外 港	公 共 用	13.0	1	一 般 船 用
		10.0	1	コンテナ船用

(4) その他の計画

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	港湾施設	水深（メートル）	延長又は面積
外 港	岸 壁	13.0	310メートル
	泊 地	13.0	1ヘクタール
	航 路 ・ 泊 地	13.0	1ヘクタール
吉 田 浜	吉 田 浜 防 波 堤	-	1 280メートル (950メートル)

注（ ）の数値は、内数で、完了延長を示す。

イ 大規模地震対策施設計画

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	港湾施設	水深（メートル）	延長（メートル）
外 港	岸 壁	10.0	190 (170)

注（ ）の数値は、内数で、完了延長を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第336号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成30年 3月30日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

2工区

西条市大新田275番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び、 の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県西条市大新田272番地の富士紡績四等三角点）

は、北緯33度56分37秒7269、東経133度05分35秒0488の地点

の地点 基点から20度51分10秒462.74メートルの地点

の地点 の地点から46度11分33秒151.42メートルの地点

の地点 の地点から136度40分16秒326.94メートルの地

点

の地点 の地点から226度15分11秒28.33メートルの地点

の地点 の地点から316度40分48秒190.91メートルの地

点

の地点 の地点から226度39分30秒1.59メートルの地点

の地点 の地点から316度44分28秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から46度54分02秒1.58メートルの地点

の地点 の地点から316度43分38秒89.93メートルの地点

の地点 の地点から227度18分18秒1.58メートルの地点

の地点 の地点から316度39分51秒4.46メートルの地点

の地点 の地点から226度09分58秒76.12メートルの地点

の地点 の地点から136度07分21秒4.37メートルの地点

の地点 の地点から226度17分13秒23.99メートルの地点

の地点 の地点から152度48分32秒129.42メートルの地

点

の地点 の地点から233度50分53秒32.79メートルの地点

(3) 面積

18 461.28平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年 9月 7日 愛媛県指令港第129号

4 しゅん功認可年月日

平成30年 3月30日

○愛媛県告示第337号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成30年 3月30日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 玉井 敏久

西条市丹原町高松甲1351番地 1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

西条市新田275番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結び昭和45年 9月24日付け愛媛県指令港第448号で竣功許可された埋立地と公有水面との境界線（DL +3.85メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（愛媛県西条市新田272番地の富士紡績四等三角点）

は、北緯33度56分37秒7269、東経133度05分35秒0488の地点

の地点 基点から12度33分23秒483.94メートルの地点

の地点 の地点から46度11分37秒167.35メートルの地点

の地点 の地点から136度42分16秒70.01メートルの地点

の地点 の地点から226度11分33秒151.42メートルの地点

点

の地点 の地点から152度50分06秒168.67メートルの地点

点

の地点 の地点から242度59分02秒34.60メートルの地点

(3) 面積

18,261.49平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年 9月 7日 愛媛県指令港第130号

4 しゅん功認可年月日

平成30年 3月30日

○愛媛県告示第338号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間 平成29年 7月14日から

平成30年 3月12日まで

3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第339号

新居浜市角野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年 3月30日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新居浜市角野土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

(2) 新居浜市角野土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成30年 3月31日から 4月27日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1203

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月30日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（この規則の目的） 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第5条、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条 _____ の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（この規則の目的） 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第5条、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条並びに附則第16項及び第17項の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条の2 条例第18条...の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間とする。

2 条例第18条に規定する特勤手当の月額並びに同条...に規定するへき地手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの手当の月額とする。

(端数計算)

第16条の2 省略

様式第1号(第7条、第7条の2、第20条関係) 扶養親族届兼扶養手当認定簿

(表)

扶養親族届兼扶養手当認定簿

Table with columns for '省略', '支給開始(終了)・支給額改定期', '認定扶養親族(子以外)', '認定扶養親族(子)', 'うち加算対象', and '省略'. It includes a section for confirmation of accuracy and a table for decision-making with rows for '決定' and '事'.

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条の2 条例第18条及び附則第17項の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間とする。

2 条例第18条に規定する特勤手当の月額並びに同条及び附則第17項に規定するへき地手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの手当の月額とする。

(端数計算)

第16条の2 条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について、同項各号に掲げる給与の額から当該各号に定める額に相当する額を減じた額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第16条の3 省略

(給与期間の途中において特定職員となつた場合等の給料の日割計算)

第20条の4 職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後における給与期間の途中において、特定職員(条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下この条において同じ。)以外の者から特定職員となり、又は特定職員から特定職員以外の者となつた場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

様式第1号(第7条、第7条の2、第20条関係) 扶養親族届兼扶養手当認定簿

(表)

扶養親族届兼扶養手当認定簿

Table with columns for '省略', '配偶者の有無', 'その事実の生じた年月日', '上記のとおり相違ないことを確認する。', '所属長', '職', '氏名', and '省略'. It includes a section for confirmation of accuracy and a table for decision-making with columns for '支給開始(終了)・支給額改定期', '配偶者の有無', '配偶者以外の認定扶養親族', '認定扶養親族中加算措置の対象となる子', and '省略'.

項	から	円	円	円	
	年 月	人	人	人	省略
	から	円	円	円	

注 省略

(裏)

記入上の注意

(届出者記入項目関係)

1 ~ 5 省略

6 省略

(任命権者記入項目関係)

1・2 省略

様式第3号(第20条関係) 給与減額簿

省略

省略

注1 「勤務1時間当たりの給与額」欄は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条...の規定により算出した額を記入すること。この場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げること。

2・3 省略

項	から	無 (円)	円	円	
	年 月	有・扶養	人	人	省略
	から	無 (円)	円	円	

注 省略

(裏)

記入上の注意

(届出者記入項目関係)

1 ~ 5 省略

6 「配偶者の有無」には、次に掲げる場合にのみ該当するにレ印を付け、「その事実の生じた年月日」は、次の(3)及び(4)に該当する場合にのみ併せて記入すること。

(1) 新たに職員となつた者に配偶者以外の扶養親族があり、かつ、配偶者が不在の場合

(2) 配偶者のない職員が、配偶者以外の扶養親族を有するに至つた場合

(3) 扶養親族でない配偶者及び配偶者以外の扶養親族を有している職員が、配偶者を欠くに至つた場合

(4) 配偶者がなく、かつ、配偶者以外の扶養親族を有している職員が、扶養親族でない配偶者を有するに至つた場合

7 省略

(任命権者記入項目関係)

1・2 省略

3 「配偶者の有無」欄には、配偶者の有無及び配偶者を有する場合における当該配偶者の扶養認定の状況について、該当するにレ印を付けること。

様式第3号(第20条関係) 給与減額簿

省略

省略

注1 「勤務1時間当たりの給与額」欄は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条又は附則第17項の規定により算出した額を記入すること。この場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げること。

2・3 省略

(教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-60)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(この規則の目的) 第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第18条、第20条の4第1号及び第21条...の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (勤務1時間当たりの給与額を算出する場合に減ずる時間)	(この規則の目的) 第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第18条、第20条の4第1号及び第21条並びに附則第14項及び第15項の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (勤務1時間当たりの給与額を算出する場合に減ずる時間)

**第6条** 条例第18条 \_\_\_\_\_ の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間とする。

**第8条** 省略

**第6条** 条例第18条及び附則第15項の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間とする。

（給与期間の途中において特定教育職員となつた場合等の給料の日割計算）

**第8条** 職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後における給与期間の途中において、特定教育職員（条例附則第13項に規定する特定教育職員をいう。以下この条において同じ。）以外の者から特定教育職員となり、又は特定教育職員から特定教育職員以外の者となつた場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

**第9条** 省略

（農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部改正）

**第3条** 農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-225）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第18条の5及び第22条 _____ の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>別記様式（第5条関係） 農林漁業普及指導手当支給確認明細書 省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>備考 1～3 省略</p>	<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第18条の5及び第22条並びに附則第16項の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（条例附則第15項第4号に定める額の日割計算）</p> <p><b>第6条</b> 職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後における給与期間の途中において、特定職員（条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下この条において同じ。）以外の者から特定職員となり、又は特定職員から特定職員以外の者となつた場合におけるその給与期間の同項第4号に定める額は、日割りによつて計算した額とする。</p> <p>別記様式（第5条関係） 農林漁業普及指導手当支給確認明細書 省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>備考 1～3 省略 4 支給額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられた農林漁業普及指導手当の額を記入すること。</p>

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

**第4条** 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特地勤務手当の月額）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、</p>	<p>（特地勤務手当の月額）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、</p>

当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう\_\_\_\_\_。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう\_\_\_\_\_。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう\_\_\_\_\_。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日に

当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第1号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第3号並びに附則第9項第2号及び第12項第2号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日に



いて育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）

**第4条 省略**

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条\_\_\_\_\_において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額\_\_\_\_\_に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

省略
----

いて育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該

\_\_\_\_\_数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該

\_\_\_\_\_数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）

**第4条 省略**

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第11項から第13項までにおいて同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（附則第11項において「異動等の日の給料等の合計額」という。）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

省略
----

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。

- (2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が

平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた扶養手当」とする。

(3) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた扶養手当」とする。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項 中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ する。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項 中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短

時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と

する。

- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項 中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と

する。

(端数計算)

第6条 第3条 第3条の規定による特勤勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの給与の月額とする。

附 則

7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日（以下「特勤公署勤務開始等の日」という。）が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特勤勤務手当等に係る第3条第2項（同条第3項第4号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4条第2項（同条第3項各号

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

Table with 3 columns: 読み替える規定, 読み替えられる字句, 読み替える字句. Row 1: 省略

時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」と

する。

- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該

数を乗じて

得た額及び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」と

(端数計算)

第6条 第3条若しくは附則第8項の規定による特勤勤務手当の月額又は第4条第2項若しくは附則第11項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつてこれらの給与の月額とする。

附 則

7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日（以下「特勤公署勤務開始等の日」という。）が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特勤勤務手当等に係る第3条第2項（同条第3項第4号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4条第2項（同条第3項第1号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

Table with 3 columns: 読み替える規定, 読み替えられる字句, 読み替える字句. Row 1: 省略

第3条第3項第4号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「 <u>読替え後の第3条第2項</u> 」という。）、第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する <u>読替え後の第3条第2項、第3条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項</u> _____	省略	
第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項、同条第4項第3号の規定により読み替えて適用する同条第2項、 <u>第4条第3項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項及び同条第3項第3号の規定により読み替えて適用する同条第2項</u>	省略	
省略		
第4条第3項第2号の規定により読み替えて適用する同条第2項	省略	

第3条第3項第4号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「 <u>読替え後の第3条第2項</u> 」という。）、第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する <u>読替え後の第3条第2項、第3条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第4条第3項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「<u>読替え後の第4条第2項</u>」という。）、第4条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項、第4条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項及び第4条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項</u>	省略	
第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項、同条第4項第3号の規定により読み替えて適用する同条第2項、 <u>第4条第4項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項及び同条第4項第3号の規定により読み替えて適用する同条第2項</u>	省略	
省略		
第4条第4項第2号の規定により読み替えて適用する同条第2項	省略	

14 特地公署勤務開始等の日が平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間にある職員については、当該特地公署勤務開始等の日に知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第7号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定の適用がなかつたものとして、第3条第2項（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4条第2項（同条第3項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）\_\_\_\_\_の規定を適用する。

別表第1 特地公署（第2条、第3条\_\_\_\_\_関係） 省略

14 特地公署勤務開始等の日が平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間にある職員については、当該特地公署勤務開始等の日に知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第7号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定の適用がなかつたものとして、第3条第2項（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4条第2項（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第8項（附則第10項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第11項（附則第13項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係） 省略

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 714）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一般の派遣職員の給与） 第3条 省略 2 省略 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、 <u>一般の派遣職員が、職員給与条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第7条第1項の規定により標準号給数（職員給与条例第4条第6項又は教育職員の給与に関する</u>	（一般の派遣職員の給与） 第3条 省略 2 省略 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、 <u>次に定めるところによる</u>

条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 204)第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

4 ~ 8 省略

ものとする。

(1) 一般の派遣職員が、職員給与条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第7条第1項の規定により標準号給数(職員給与条例第4条第6項又は教育職員の給与に関する条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 204)第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

(2) 一般の派遣職員に、職員給与条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の規定及びこれらの規定により給与が減ざられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

4 ~ 8 省略

(地域手当に関する規則の一部改正)

第6条 地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1026)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(端数計算) 第3条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該地域手当の月額とする。条例第18条、第19条第4項及び第5項(条例第19条の4第4項で準用する場合を含む。)並びに第19条の4第3項_____に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。	(端数計算) 第3条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該地域手当の月額とする。条例第18条、第19条第4項及び第5項(条例第19条の4第4項で準用する場合を含む。)並びに第19条の4第3項並びに附則第17項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第7条 職員の修学部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 50)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第5条_____の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。 (給与の減額) 第3条 条例第3条第1項_____の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。	(趣旨) 第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第5条及び条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。 (給与の減額) 第3条 条例第3条第1項(条例附則第2項において読み替えられる場合を含む。第6条において同じ。)の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。 第5条 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間に

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

様式第2号(第6条関係) 省略

おける国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間とする。

2 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項に規定する地域手当の月額及びへき地手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの手当の月額とする。

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

様式第2号(第7条関係) 省略

(職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正)

第8条 職員の高齢者部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 51)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)第7条 _____ の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項 _____ の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>様式第2号(第6条 _____ 関係) 省略</p> <p>様式第3号(第7条関係) 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)第7条及び条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項(条例附則第2項において読み替えられる場合を含む。第6条において同じ。)の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。</p> <p>第5条 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間とする。</p> <p>2 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項に規定する地域手当の月額及びへき地手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの手当の月額とする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>様式第2号(第7条、第8条関係) 省略</p> <p>様式第3号(第8条関係) 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の職員の給与の支給等に関する規則(以下「旧規則」という。)様式第1号の規定に

より提出されている書類は、同条の規定による改正後の職員の給与の支給等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第1号の規定による扶養親族届兼扶養手当認定簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則 7 1204

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成30年 3月30日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 1158）
- (2) 平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 1169）
- (3) 平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 1183）
- (4) 平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 1196）

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会会議規則（昭和30年 3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛媛県議会議長 鈴木 俊 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第110条関係）				別表（第110条関係）			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
省略				省略			
議 会 図 書 室 管 理・運 営 委 員 会	議 会 図 書 室 の 管 理 及 び 運 営 に 関 し 協 議 又 は 調 整 を 行 う。	省 略		購 入 図 書 選 定 委 員 会	購 入 す る 図 書 の 選 定 に つ い て 協 議 を 行 う。	省 略	
省略				省略			

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

愛媛県議会議長 鈴木 俊 広

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（分掌事務）	（分掌事務）

第5条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

政務調査室

(1)～(6) 省略

(7) 議会図書室管理・運営委員会に関すること。

(8) 省略

第5条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

政務調査室

(1)～(6) 省略

(7) 購入図書選定委員会 \_\_\_\_\_ に関すること。

(8) 省略

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	局 長	課 長			主 幹	管 理 者	局 長
1・2 省略					1・2 省略				
3 個人 情報の 保護に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 省略				3 個人 情報保 護法	1 省略			
	2 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者に関すること。				2 個人情報取扱事業者 _____ _____ に関するこ と。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第40条第1項 _____）				(1) 報告の徴収（第32条、第51条、個人情報の保護に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第11条第1項）				
					(2) 助言（第33条、第51条、政令第11条第1項）		—		
					(3) 勧告及び命令（第34条、第51条、政令第11条第1項）		—		
	(2) 個人情報保護委員会への報告（個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項）				(4) 主務大臣 _____ への報告（政令第11条第4項 _____）				
				3 認定個人情報保護団体に関すること。					
				(1) 認定（第37条第1項、第51条、政令第11条第2項）		—			



